

本市の文化施設を取り巻く現状・課題

令和4年8月25日

ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会

1 公立文化施設の位置付け①

国は、文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成13年に「文化芸術振興基本法」を制定。平成29年には同法を改正し、「文化芸術基本法」を制定した。公立文化施設は、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設とは異なり、明確な根拠法令がなく、各自治体の自主性に委ねられていたが、平成24年、国は「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を制定し、翌年の平成25年には「劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針」を定めた。

本市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、平成21年に「鳥取市文化芸術振興条例」を制定。この中で、「文化芸術活動を尊重し、及び支援するとともに、必要な環境の整備を図るよう努める」ことを市の責務の一つとして規定している。

■文化芸術基本法

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

1 公立文化施設の位置付け②

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

■劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

2 地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。

イ 設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ 必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ 地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。

オ 制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

カ 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

キ 法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。

ク 学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

■鳥取市文化芸術振興条例

(市の責務)

第4条 市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2 市は、文化芸術活動を尊重し、及び支援するとともに、必要な環境の整備を図るよう努めるものとする。

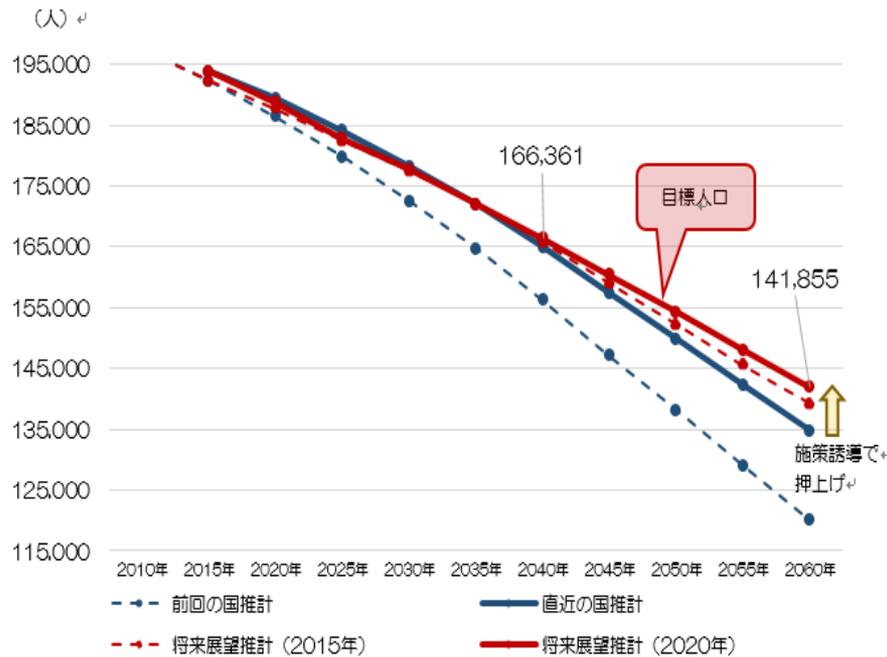
3 市は、文化芸術の振興について、市民及び活動団体と協力し、及び連携を図るよう努めるものとする。

2 人口減少・少子高齢化の進行

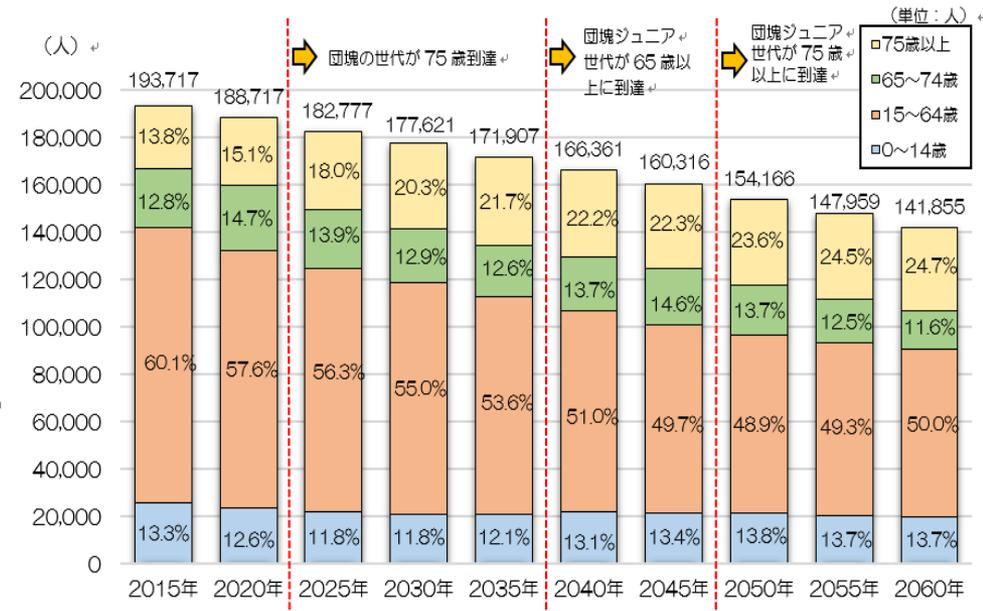
高度経済成長期から増加が続いた本市の人口は、2005年の201,740人をピークに減少段階に入っている。年齢区分では、生産人口年齢は2005年、年少人口は1985年をピークに減少する一方、老年人口は1980年以降増加している。

このような中、本市は2040年の目標人口を16万7千人に設定し、出生率の上昇や転入増加など、人口減少の抑制に寄与する取組を推進しているものの、今後は文化施設の利用団体および利用者も一定程度減少していくことが見込まれる。

■人口の将来展望



■年齢階級別人口の将来展望



3 鳥取市の財政状況

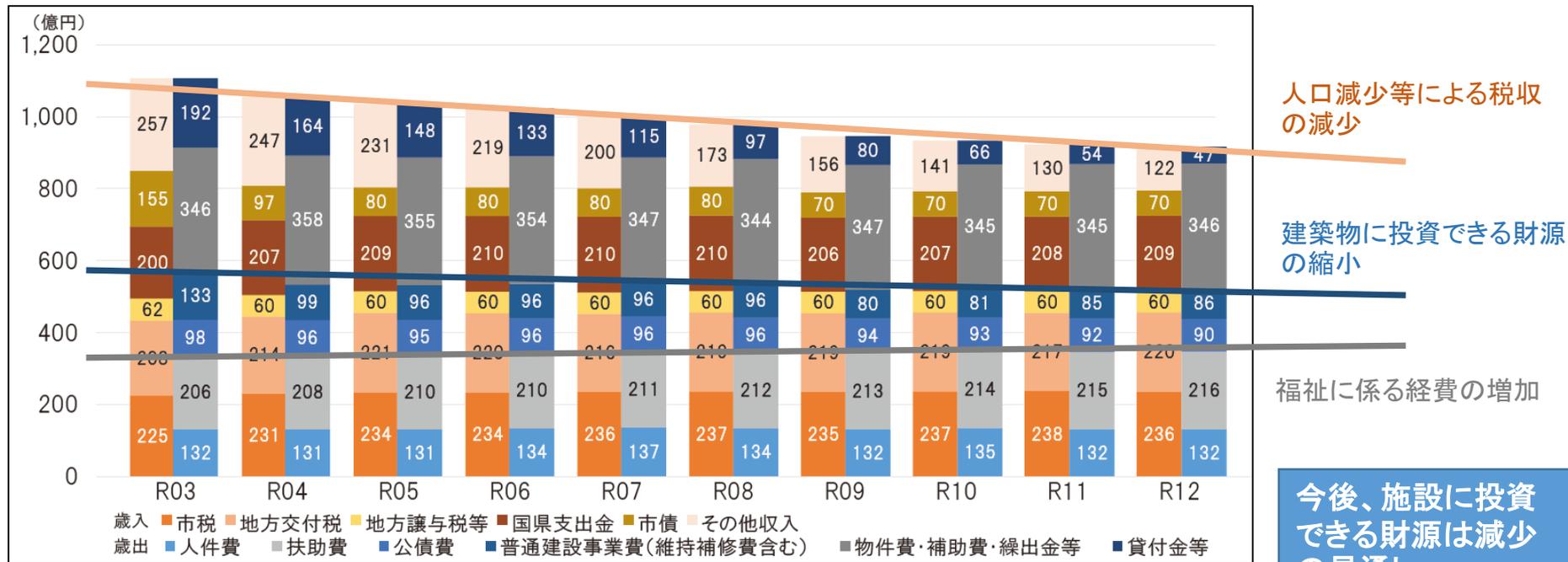
～普通建設事業費の見通し～

第11次鳥取市総合計画における財政見通しでは、主に公共施設やインフラ整備のための財源となる普通建設事業費(維持補修費を含む)が、今後、減少する見込みとなっている。

これは、人口減少等(税収の減少等)による歳入の減少、また、高齢化の進行による福祉に関する経費(扶助費の増加等)の増大が影響している。

インフラ(道路等)はライフラインとして維持する必要がある、公共施設への投資はより厳しいことが想定される。 ※平成24年度の実績では、普通建設事業費117億円のうち公共施設への投資は47.2億円(全体の約40%)

■鳥取市の歳入・歳出の見通し



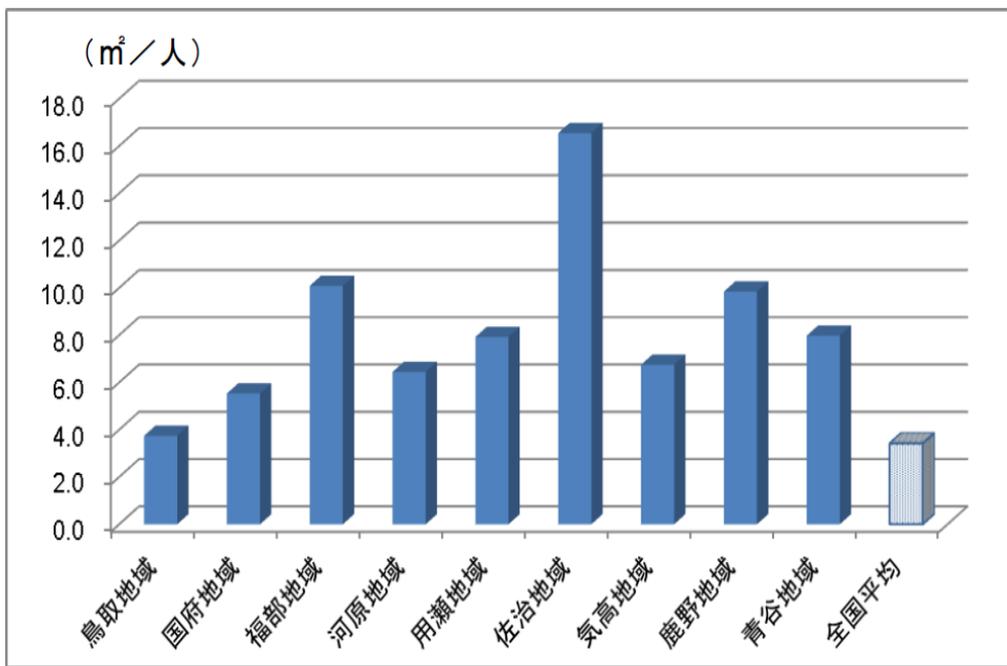
年度	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
普通建設事業費の見通し	133	99	96	96	96	96	80	81	85	86

4 公共施設の総量縮減の推進

本市は、公共施設の市民一人あたりの総量の多さ、施設の老朽化、更新時期の集中といった課題を抱えており、このままでは市民一人あたりの負担は増加していくことになる。

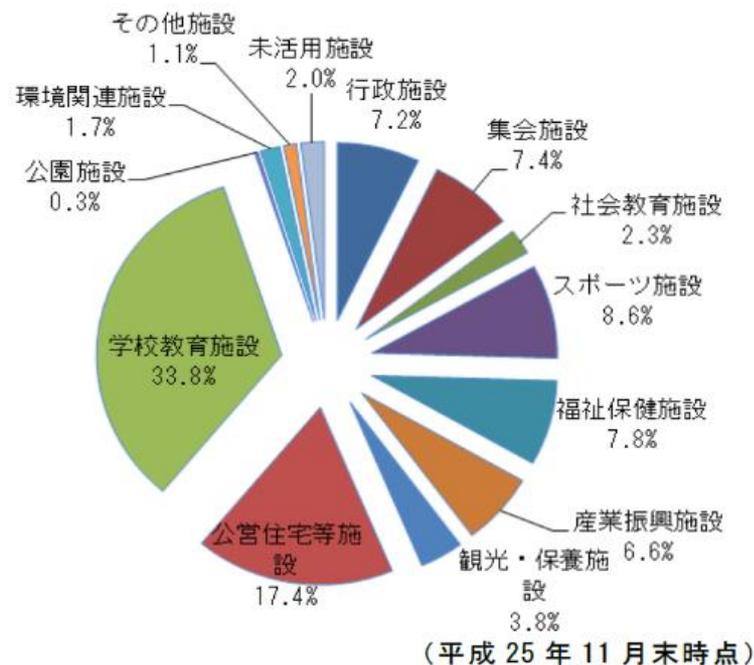
このような中、本市は、今後見込まれる公共施設の更新費や維持管理費の増大を踏まえ、平成28年に「鳥取市公共施設再配置基本計画」を策定し、40年間で施設総延床面積(約90万㎡)の29%縮減を目標に、部局横断的に取組を推進している。

■各地域における住民1人あたりの延床面積



※鳥取市全域:4.65㎡ > 全国平均(東洋大学調べ):3.42㎡

■市有施設の性質別延床面積の内訳



(平成25年11月末時点)

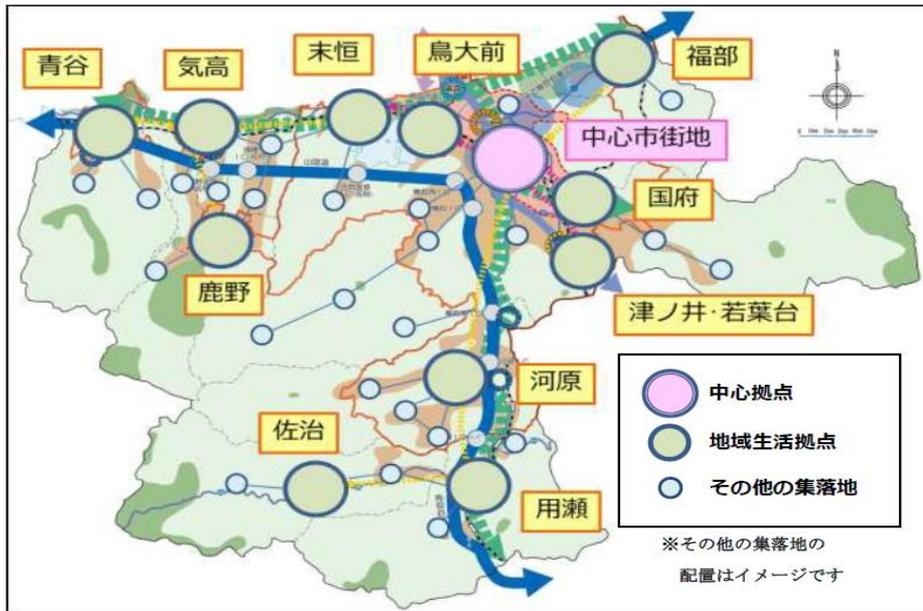
5 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの推進

本市は、中心市街地と新市域の中心部などの各地域生活拠点を公共交通で効率的に結ぶ多極ネットワーク型のまちづくりを推進している。

この中で、中心市街地には、行政中枢機能、福祉、子育て、商業、業務、医療、金融、教育、文化などの機能の充実を促進することとなっている。また、地域生活拠点には、日常生活に不可欠な居住、近隣商業、医療、福祉などの機能の充実を促進することとしている。

※地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

■多極ネットワーク型コンパクトシティの概念図



■地域生活拠点のイメージ



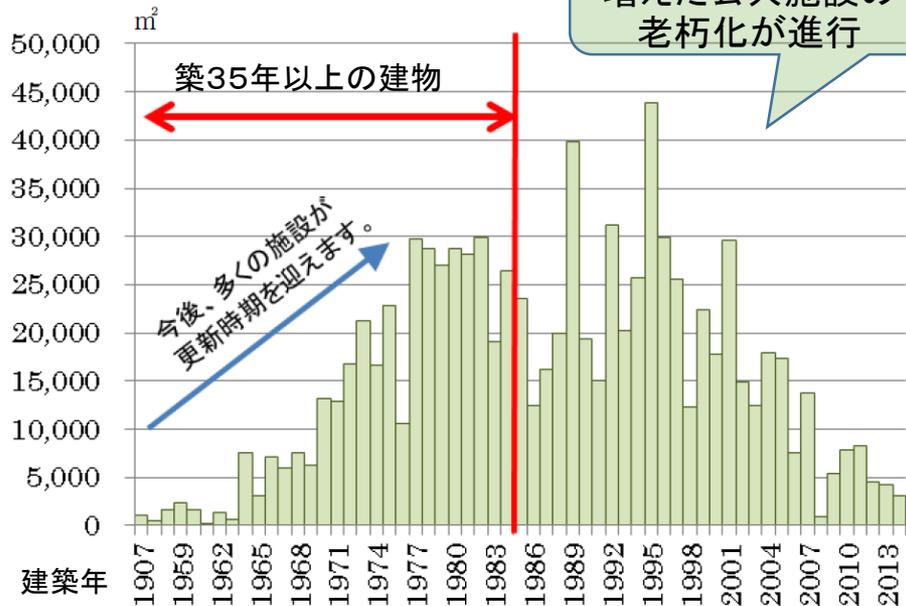
(鳥取市都市計画マスタープランより)

6 市民会館などの文化施設の老朽化

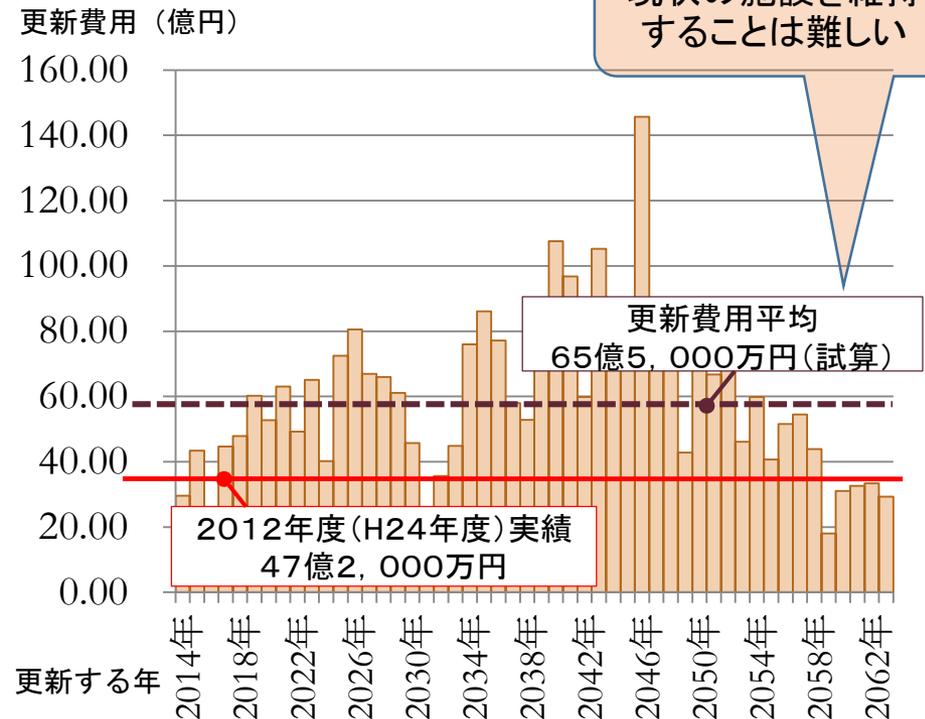
市民会館は建築から55年、文化ホールは42年、福祉文化会館は49年が経過し、更新時期を迎えている。

このような中、各施設とも必要とされる耐震強度の不足や、老朽化による建物の劣化、館内設備の不調、バリアフリー化などへの対応を迫られている。仮に、現状のまま各施設を維持していく場合、耐震改修や施設の修繕、設備の更新など、多額の費用が必要となる。

■鳥取市が保有する施設(建築物)の
築年別整備状況



■今後発生する施設更新経費



(鳥取市公共施設白書より)

7 公民連携による公共サービス提供の推進

公共施設の更新問題を乗り越えるには、行政のみが進める“従来の公共施設経営”では限界がある。国もPPP(公民連携)手法の導入を推進している現状を踏まえ、本市は、平成29年に『鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針』を策定した。

今後は、民間事業者の優れた技術や経験、保有する資源(資金・設備)を最大限に生かしながら、連携による取組を推進していくことが必要となる。

※PPP: Public Private Partnership の略。行政と民間が連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供などを行うこと

■PFI(BTO型)方式により再整備される市民体育館のイメージ(令和5年供用開始)



(鳥取市教育委員会)

※BTO方式

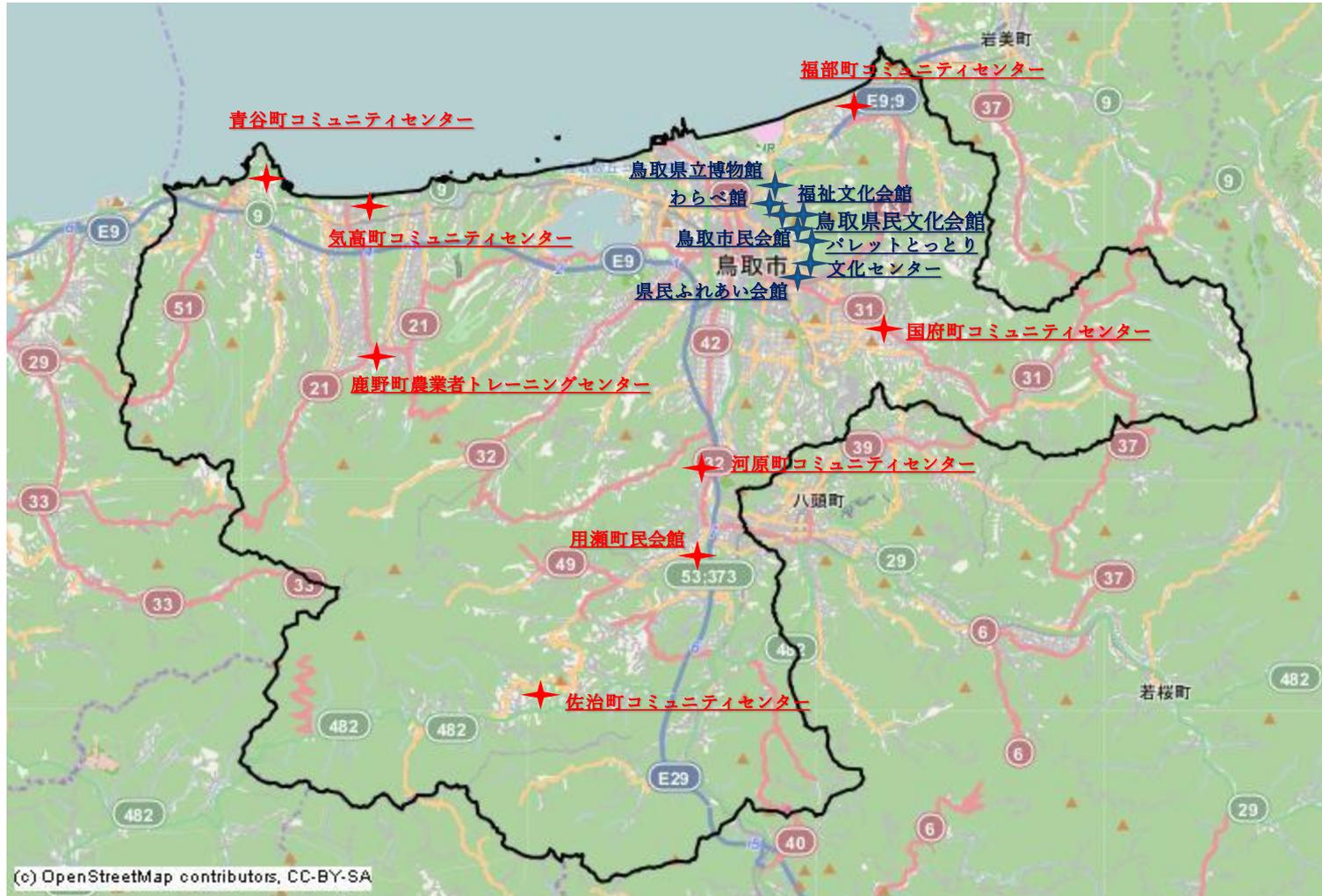
Build Transfer and Operateの略。民間が施設を建設後、公共に所有権を移転し、民間が維持・管理・運営を行うもの

8 施設機能などの重複①

市町村合併前、行政目的や住民ニーズなどを踏まえ、各自治体がそれぞれ庁舎・ホールなどの施設を整備・保有してきたほか、施設所管課がそれぞれの目的に基づき事業を推進する中で、個別に施設の整備を進めていた。

このため、県有施設や民間施設も含め、立地、施設の機能、利用実態などが重複している実態があり一定の整理が必要となっている。

■鳥取市の主な文化施設



8 施設機能などの重複① 施設規模

■中心市街地の主な施設(市有施設)

施設名	開館時期	施設概要	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	所在地
市民会館	S42	ホール(930席)、大会議室、小会議室、控室兼会議室、控室3ほか ※平成21・22年度に耐震改修及び客席等の一部改修を実施	4,137	3,672	掛出町12番地
文化センター	S57	以下の施設から構成 ①鳥取市生涯学習センター:大会議室、展示ホール、多目的室、会議室5、託児室 ②鳥取市こども科学館 科学館ギャラリー、展示スペース、工作室、陶芸室、パソコン室 ③鳥取市視聴覚ライブラリー ※令和元・2年度空調設備改修を実施	7,371 (文化ホール含む)	6,098 (文化ホール含む)	吉方温泉3丁目701
文化ホール	S55	ホール(508席)、練習室3、控室3ほか ※令和3・4年度、ホール天井の耐震改修を実施	3,639	2,487	
福祉文化会館	S48	・会議室5 ・鳥取市文化センターサテライトオフィス: 小研修室、研修室3、学習ルーム、調理室、託児室	1,084	4,021	西町2丁目311

8 施設機能などの重複② 施設規模

■ 中心市街地の主な施設(その他)

施設名	開館時期	施設概要	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	所在地
鳥取県民文化会館	H5	大ホール(2000席)、小ホール(500席)、練習室4、会議室8、展示室294㎡ほか	32,056	2,759	尚徳町101番地5
鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)	S54	ホール(487席)、和室研修室2、大研修室1、中研修室5、小研修室3	4,271	本館棟 4,146 ホール棟 995	扇町21番地
パレットとっとり市民交流ホール	H17	ホール242㎡、調理室ほか	400	388	弥生町323番地1
鳥取県立博物館(貸館部分)	S47	展示室3、講堂、会議室	-	展示室1 515 展示室2 515 展示室3 374 講堂・会議室 206	東町2丁目124番地
わらべ館いべんとほーる(貸館部分)	H7	ホール(可動式200席)	-	57.65	西町3丁目202

8 施設機能などの重複③ 施設規模

■各総合支所地域

支所名	施設名	開館時期	施設概要	敷地面積	延床面積	所在地
				(㎡)	(㎡)	
国府町	国府町コミュニティセンター	S60	多目的ホール(500席)、大会議室、視聴覚室、研修室4ほか	5,710	2,628	鳥取市国府町庁380
福部町	福部町コミュニティセンター	R2	多目的ホール、調理室、研修室2、図書室ほか	—	928	鳥取市福部町細川1338
河原町	河原町コミュニティセンター	S53	大講堂 ステージ有(500席設置可)、研修室4、会議室、調理室ほか	1,073	1,610	鳥取市河原町渡一木277-1
用瀬町	用瀬町民会館	H6	研修室2、会議室3、調理室、人権文化センターほか	2,180	1,213	鳥取市用瀬町別府34-7
佐治村	佐治町コミュニティセンター	S59	コミュニティホール、研修室2、会議室4、講義室1ほか	868	1,549	鳥取市佐治町加瀬木2542-1
気高町	気高町コミュニティセンター	S48	会議室4、視聴覚室、調理室、和室ほか	10,954 (体育館含)	991	鳥取市気高町浜村11-1
鹿野町	鹿野町農業者トレーニングセンター	S56	多目的ホール、研修室2、トレーニングルームほか	5,306	2,250	鳥取市鹿野町鹿野342
青谷町	青谷町コミュニティセンター	H5	多目的ホール、会議室3、図書室ほか	4,360	-	鳥取市青谷町青谷667

9 利用者等の利用実態①

旧市域の文化団体の多くは、日常の練習や活動で文化センター、文化ホール、福祉文化会館、地区公民館など、成果発表で市民会館、文化ホールのほか、とりぎん文化会館や中電ふれあいホールなどを利用している。

一方、総合支所地域の文化団体の多くは、日常の練習や活動、成果発表でコミュニティセンター、地区公民館、体育館などを利用している。旧市域と総合支所地域の間での施設の相互利用は一部に見られるものの、全体の傾向としては、地域ごとでの活動となっている。

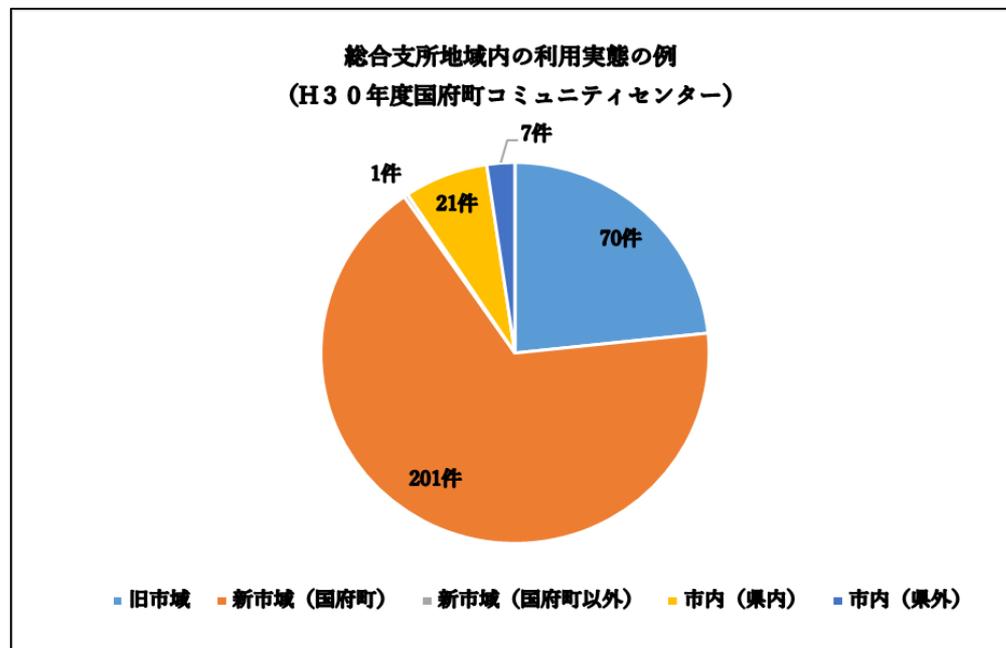
■ 総合支所地域内の利用実態の例（H30年度国府町コミュニティセンター）

住所区分	利用件数(件)	割合(%)	
市内(旧市域)	70	23.3	
市内(新市域)	国府町	201	67
	国府町以外	1	0.3
市外(県内)	21	7	
市外(県外)	7	2.3	
合計	300	100	

国府町コミュニティセンター利用者は、国府町在住者または国府町に活動拠点を置く団体が67%を占めている。

旧市域からの利用も一定数が確認できるが、特定の団体によるもの。

練習室がないため、楽器等防音の必要なものについては「ホール」または「視聴覚室」が利用されている。

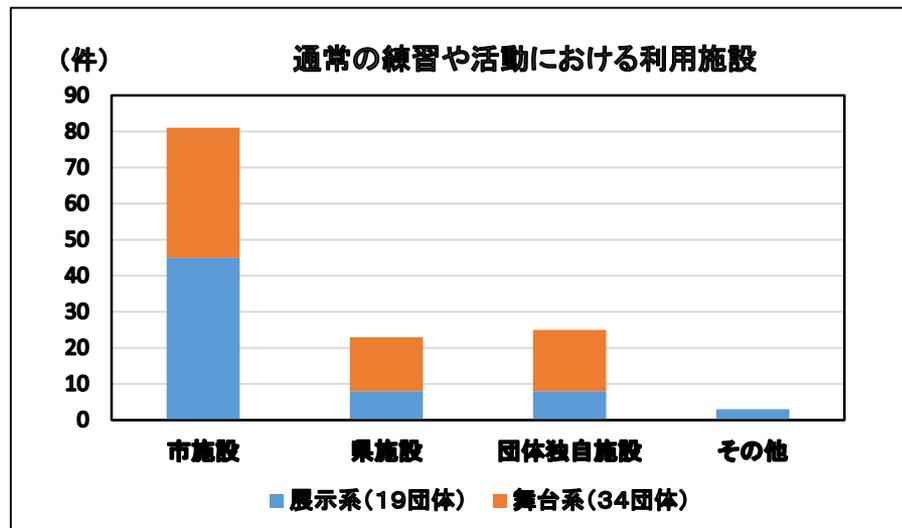


9 利用者等の利用実態②

■通常の練習や活動における利用施設

(鳥取市文化団体協議会実施アンケート結果 ※複数回答)

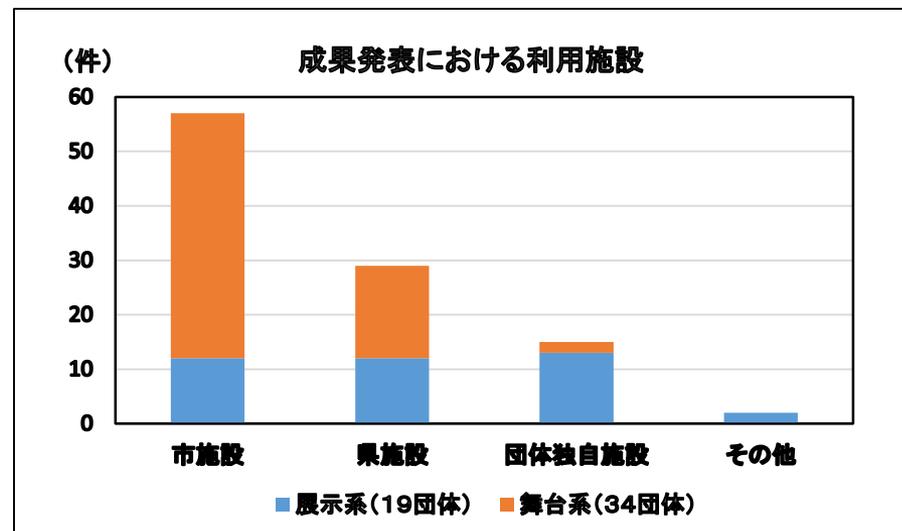
文化団体分類	市施設	県施設	団体独自施設	その他
展示系(19団体)	45	8	8	3
舞台系(34団体)	36	15	17	0
計	81	23	25	3



■成果発表における利用施設

(鳥取市文化団体協議会実施アンケート結果 ※複数回答)

文化団体分類	市施設	県施設	団体独自施設	その他
展示系(19団体)	12	12	13	2
舞台系(34団体)	45	17	2	0
計	57	29	15	2



10 利用者等のニーズ

■各種団体からの要望等

団体名	団体概要	要望内容
鳥取市文化団体協議会	旧市域で活動する66の文化団体(音楽、文芸など)で組織	<ul style="list-style-type: none">① 日常の活動や作品発表の出来る展示場の整備② 防音機能などのある練習場所や、照明・音響設備などの整ったホールの整備③ 団体間での交流ができるフリースペースや会議室、十分な駐車場の完備
鳥取市に音楽小ホールを願う音楽家の会	本市ゆかりの音楽家で組織	<ul style="list-style-type: none">① 音響設備などの整った300人程度収容のホールや多人数にも対応可能なリハーサル室の整備② 練習や本番の会場となる施設に付随した大型楽器などの機材の保管場所の整備
鳥取市美術館をつくる会	本市在住の芸術家有志で組織	<ul style="list-style-type: none">① 市民美術展クラスの展覧会開催が可能な施設② 地元作家作品の収蔵機能を備え、美術専門の学芸員が配置された美術館の整備

■その他の意見

【ホールに関して】

- 近年、地元の文化団体などが主催する催しの観客動員数は減少しており、文化ホールの500席や市民会館の900席といった規模のホールの必要性が低下しているとの意見
- プロモーター(興行主)や施設管理者などからは、興行における集客や採算の面や、演劇公演、学校関係行事などにおける利用者数の実態を踏まえ、地域に1,000人規模のホールがあることが望ましいとの意見